

令和4年度 権利擁護推進員（身体拘束廃止に向けた推進員）養成研修 実施要領

1. 目的

講義・演習・自施設等実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解、虐待の未然防止や早期発見に向けた取組及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得することにより、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成することを目的として開催します。

2. 実施主体および実施機関

実施主体 滋賀県
実施機関 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

3. 対象者（受講要件）

- ・身体拘束廃止などの高齢者の権利擁護のための取組を介護施設等内で指導的立場から推進することができ、全日程参加できる方とします。（本研修は連続して受講することを前提に構成しています。）
- ・本研修では自施設等実習において、身体拘束廃止や高齢者の尊厳を守るケア等の実現に向けた個別の取組、または職場における業務改善等の実践が必要です。

4. 定員

30名

5. 申込方法および申込期限

別添「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、郵送または持参、インターネットでお申し込みください。なお、定員超過した申込みがある場合は、申込期間内でも募集を終了することがあります。

申込期限：7月20日（水） ネット申込み <https://forms.gle/V9rb9bf3r4PDrwUX7> →



6. 受講の決定

申込締切日翌日から2週間以内に、郵送にて通知いたします。
なお、応募多数の場合は下記の優先順位により受講決定します。

- (1) 受講要件を満たしているかどうか
- (2) 先着順
- (3) なお定員を超過する場合は、事業所内において過去の本研修修了者数が少ない事業所を優先

7. 受講料

無料

8. 会場

県立長寿社会福祉センター
(草津市笠山7丁目8番138号)
JR 瀬田駅からバスで約15分

1. 帝産バス：滋賀医大行き
(レストタウン・長寿社会経由)
③番のりば 9:00 発 9:30 発
(1日目 10:00 発 10:30 発)

長寿社会福祉センター下車

2. 帝産バス：滋賀医大行き
①番のりば 滋賀医大西門下車
徒歩約15分



※ ダイヤ改正等により変更される場合がありますのでお確かめのうえ、ご利用ください。

※ 「龍谷大学行き」のバスは、長寿社会福祉センターには停車しません。ご注意ください。

9. 日程およびプログラム

- (1) 研修日程およびプログラムについては、別紙1「令和4年度 権利擁護推進員（身体束縛止に向けた推進員）養成研修 日程・プログラム」のとおりです。
- (2) 受付開始は、9：30、オリエンテーション開始は、9：50です。
なお、1日目のみ 受付開始10：30、オリエンテーション開始10：50となりますので、お間違えないようご注意ください。

10. 事前課題について

受講生ご自身で自施設における虐待防止対策の現状について把握し、自施設等での実習にむけた準備のため、事前課題をご提出いただきます。詳細は、受講決定時にお知らせいたします。

11. 修了証書の交付

- (1) 全日程を修了した方へ滋賀県知事名の修了証書を交付します。
なお、修了証書の交付については、全日程に出席し、課題を期限までに提出した方となります。
- (2) 全日修了証書の氏名表記は、JISコード第1水準および第2水準の文字による表記となり、外字が含まれている方については類似文字へ置き換えとなります。

12. その他

- (1) 感染防止対策を講じて研修を実施します。ご協力をお願いいたします。（別紙2参照）
- (2) 昼食は各自でご用意ください。
- (3) 自施設等実習終了後、各職場での実践について事例報告書を提出していただきます。
- (4) 受講決定後に参加できなくなった場合は、早急にご連絡ください。

何らかの警報が発令された場合や、県から事業の自粛勧告が出された場合、研修を延期または中止せざるを得ない状況となる可能性があります。

このような場合は、下記のホームページの「お知らせ」をご確認いただくか、お電話にて開催の有無をご確認いただいたうえで、会場へお越しいただきますようご協力をお願いいたします。

◆ホームページアドレス（滋賀県社会福祉研修センター） <https://shiga-sfk.jp/>

TEL：077-567-3927

【申し込み・問い合わせ先】

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

滋賀県社会福祉研修センター 山口 徳田

〒525-0072

草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内

TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910

令和 4 年度 権利擁護推進員（身体束廃止に向けた推進員）養成研修 日程・プログラム

日程		時間	内 容	講 師
1 目 目	8 月 30 日 (火)	11:00～ 12:00	【講義】 滋賀県における高齢者の権利擁護等の取組について ・高齢者の権利擁護及び養護者支援について ・高齢者虐待防止法の対応状況調査結果等を踏まえた未然防止、早期発見及び再発防止に向けた対策等について	滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課
		13:00～ 16:30	【講義】 身体拘束廃止と権利擁護 ・高齢者虐待防止法について ・高齢者介護と身体拘束廃止について ・介護事故とその予防・対応(リスクマネジメント)	大阪人間科学大学 社会福祉学科 教授 武田 卓也
2 目 目	9 月 13 日 (火)	10:00～ 12:00	【講義】 身体拘束廃止等のための課題解決の考え方① 「高齢者虐待・不適切なケアの防止の基本」 ・高齢者の尊厳を保持し、その人らしく暮らし続けていくことができるための、専門職の役割について理解を深めるとともに、ストレスマネジメント(怒りの感情のコントロール等)について学びます。 【演習 1 - ①】(意見交換) ・上記の講義内容を踏まえて現状分析や取組に向けた課題整理を行います。	滋賀県認知症介護指導者 榎本 千代
			【演習 1 - ②】(実践報告及び意見交換) ・身体拘束廃止に向けた取組について、県内施設等の実践報告を聞き、自施設等での現状分析を行い、取組に向けた課題整理を行います。	・県内事業所 ・滋賀県認知症介護指導者 榎本 千代
		13:00～ 16:30	【講義】 身体拘束廃止等のための課題解決の考え方② 「認知機能障害の理解とケアの考え方」 ・不適切なケアを防ぐために、認知症ケアに携わる者として必要な知識・技術・考え方について振り返ります。 【演習 1 - ③】(意見交換) ・上記の講義内容を踏まえて現状分析や取組に向けた課題整理を行います。	滋賀県認知症介護指導者 榎本 千代
3 目 目	9 月 30 日 (金)	10:00～ 16:30 (昼休憩 1 時間 含む)	【演習 2】(取組に向けたロールプレイ等) ・対象者に対する理解を深めるロールプレイ ・施設等内における高齢者の権利擁護のための取組 (自施設の課題解決に向け、実習計画を作成します。)	・滋賀県高齢者権利擁護支援センター(認定特定非営利活動法人あさがお) 中原 一隆 ・滋賀県認知症介護指導者 榎本 千代
自施設等 実習		60 日間	【自施設等実習】 ・職場の実態を検討し、「身体拘束をしない(尊厳を守る)ケア」を 60 日間実践します。 * 実践事例まとめ・提出 (提出期限 12 月 5 日)	各職場
4 目 目	12 月 20 日 (火)	10:00～ 16:30 (昼休憩 1 時間 含む)	【演習 3】(報告会・意見交換等) ・本研修で修得した知識や技術を踏まえ、自施設等における実習(取組の推進)成果について報告するとともに、その取組過程における問題点や解決方法等を共有し、今後の自事業所の実践について考えます。	・滋賀県高齢者権利擁護支援センター(認定特定非営利活動法人あさがお) 中原 一隆 ・滋賀県認知症介護指導者 榎本 千代